

第6次酒々井町総合計画後期基本計画等  
策定支援業務プロポーザル実施要領

令和7年9月  
酒々井町企画財政課

## 1. 業務委託の目的及び概要

### (1) 業務目的

町の総合的かつ計画的な行政運営を図るため、第6次酒々井町総合計画後期基本計画（以下「後期基本計画」という。）を策定する。

策定にあたっては、当町において、総合計画のアクションプランと位置付け、少子・超高齢化社会における人口減少社会への対応に向けた諸施策を取りまとめ総合計画に包含する第3期酒々井町まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「次期総合戦略」という。）を併せて策定し、総合計画に総合戦略を一体として体系的に取りまとめるとともに、総合計画の実現を果たすため行政評価手法等との連携が必須となる。

このため、時代の要請に的確に対応し、かつ町民の意向を十分踏まえた、後期基本計画及び次期総合戦略の策定と、行政評価手法等との連携を見据えた総合計画とするため、企画提案型のプロポーザル方式により、創造性や技術力・問題解決力に優れた事業者を選定することを目的とする。

### (2) 委託業務名

第6次酒々井町総合計画後期基本計画等策定支援業務

### (3) 実施形式

企画提案書及びプレゼンテーションによるプロポーザル方式

### (4) 履行期限

契約締結の翌日から令和9年3月19日（金）までとする。

### (5) 業務内容

別紙「第6次酒々井町総合計画後期基本計画等策定支援業務仕様書」のとおり

### (6) 予算額（見積限度額）

令和7年度は、6,050,000円以内（消費税及び地方消費税を含む）

令和8年度は、12,430,000円以内（消費税及び地方消費税を含む）

### (7) 契約方法

令和7年度から8年度までの2か年の継続契約とする。

## 2. 応募資格条件

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる事項をすべて満たしていることを条件とする。

- (1)酒々井町入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (2)酒々井町入札参加停止基準による入札参加停止措置を受けていないこと。
- (3)地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に規定する暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う団体でないこと。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定に基づく更生手続を開始する申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)の規定に基づく再生手続を開始する申立てをしていない者または申立てがなされていない者であること。
- (6) 本業務の総括責任者となる業務責任者は、総合計画策定支援業務、総合戦略策定支援業務において、千葉県内での受託実績を有すること。また受託実績はすべて過去5年以内のものとする。
- (7) 首都圏に本店、支店又は営業所が所在していること。
- (8) 企画提案者が1社の場合でも、事業者選定を中止せず、契約候補者とするか提案内容を基に審査し、決定する。

### 3. 実施スケジュール

内 容	期 日
公募開始(ホームページ掲載)	令和7年10月 1日(水)
質問書の提出期限	令和7年10月21日(火)正午まで
質問書に対する回答期限	令和7年10月24日(金)
企画提案書の提出期限	令和7年10月31日(金)
プレゼンテーション審査	令和7年11月上旬
審査結果通知	令和7年11月中旬
契約事務手続き	令和7年11月下旬

### 4. 質問に関する事項

提案予定者は本実施要領及び仕様書に関して、以下の方法により質問をすることができる(以下の方法以外による質問は受け付けない)。

- (1) 質問は、質問書(様式1)によるものとする。
- (2) 提出期限 令和7年10月21日(火)正午まで
- (3) 提出先 酒々井町企画財政課企画・地方創生推進室  
電話: 043-382-2334 (内線) 222  
Eメール: kikaku@town.shisui.chiba.jp
- (4) 提出方法 Eメール  
メールの件名は「第6次酒々井町総合計画後期基本計画等策定支援業務委託プロポーザルに係る質問書(法人名)」と記載し、送信後に必ず送信した旨、担当課へ連絡すること。  
なお、電話や窓口訪問による口頭での質問及び評価等への影響を及ぼす恐れのある質問

については受付及び回答は行わない。

(5) 回答は、令和7年10月24日（金）までに本町のホームページで公表するが、質問書の提出がない場合は、公表を実施しないこととする。

## 5. 企画提案書に関する事項

提案者は、以下に掲げる書類等について、提出期限までに9部（正本1部、副本8部）提出するものとする。

- (1) 企画提案書（様式2）
- (2) 仕様書を踏まえた企画提案書（A4判様式任意：20枚以内）
- (3) 業務工程表（様式3）
- (4) 業務実施体制（様式4）
- (5) 配置予定者の資格及び同種業務の実績（様式5の1、5の2）
- (6) 見積書及び積算内訳（A4判様式任意）

※企画費・人件費・印刷費・用紙代など内訳を示すこと。

※積算金額は税抜きとする。

- (7) 過去5年以内の同種業務実績（様式6）

※過去5年間における千葉県内の総合計画策定支援業務及び総合戦略策定支援業務の受託実績

- (8) 会社概要（A4判様式任意）以下の項目は必ず記載すること。
  - ・会社名・本社所在地・技術者数・業務内容
  - ・連絡先（担当者氏名、電話番号、Eメールアドレス）

- (9) 過去1年間の財務状況が分かる書類

※貸借対照表、損益計算書又はこれらに類する書類

- (10) 提出書類作成にあたっての留意事項

- ①A4判縦置き・横書きスタイルとし、1部ずつファイルに綴じ、様式ごとにインデックスを添付すること。
- ②文字の大きさは10ポイント以上とする。
- ③カラー刷り、写真、絵、図・表等の挿入は、可とする。
- ④ページ番号を振ること。
- ⑤提案書類の作成及び提出、プレゼンテーションに要する費用は、全て提案者の負担とすること。
- ⑥一度提出した提案書等の差し替えは不可とする。
- ⑦提出書類について、原則返却は行わない。

## 6. 企画提案書等の提出方法

- (1) 提出期限：令和7年10月31日（金）
- (2) 提出先：酒々井町企画財政課企画・地方創生推進室（中央庁舎2階）
- (3) 提出方法：持参又は郵送（Eメール、FAX不可）  
※郵送の場合は、提出期限日消印有効とする。
- (4) 提出部数：正本1部、副本8部（審査委員・事務局分）

## 7. 審査及び選定方法

- (1) 審査は、企画提案書等の提出書類及びプレゼンテーションによるものとし、第6次酒々井町総合計画後期基本計画等策定支援業務委託業者選定委員会により審査する。
- (2) プrezentationは、1提案者につき20分以内とし、その後必要に応じて審査委員からの質疑応答を行う。出席者は1提案者につき、3名以内とする。
- (3) プrezentationの日程は、令和7年11月上旬を予定しており、詳細は、提案書提出者に別途通知する。
- (4) プrezentationは、本業務に携わる業務責任者を中心に行うものとする。
- (5) 審査は、別表「第6次酒々井町総合計画後期基本計画等策定支援業務委託プロポーザル評価基準」により行い、評価方法は、指定した様式に基づいて提出された書類一式について、評価基準に基づき公平かつ客観的に評価を行い選定する。
- (6) プrezentationの内容は、提出した提案書の記載内容に準じた内容とし、当日の説明資料の配布及び事前に提出した企画提案書以外の資料による説明は認めない。
- (7) プロジェクターを使用する場合は、企画提案書の提出時に申し出ること。また、使用する機材のうち、スクリーン及びプロジェクター以外の機材等については、提案者が準備するものとする。

## 8. 審査結果に関する事項

- (1) 審査結果については、審査結果通知書により通知する。
- (2) 選定理由、結果に対する問い合わせ、意義等については一切応じない。
- (3) 審査結果は、酒々井町公式ホームページに公表する。

## 9. 委託契約に関する事項

審査・選定により委託候補者を決定し、業務委託契約を締結するものとする。

- (1) 契約期間は、契約日から令和9年3月19日（金）までとする。

- (2) 契約に関し、提案内容の一部を協議により変更する場合がある。
- (3) 契約にあたっては、関係法令及び酒々井町財務規則等によるものとする。
- (4) 当該業務に対する委託料の上限は、令和7年度は6,050,000円以内（消費税及び地方消費税を含む）令和8年度は12,430,000円以内（消費税及び地方消費税を含む）とし、業務遂行に係る一切の経費を委託料に含めるものとする。

## **10. 提案書の無効に関する事項**

次のいずれかに該当する場合、その者の企画提案は無効とする。

- (1) 本実施要領及び仕様書に定める条件に適合しないもの。
- (2) 虚偽の内容が記載されているもの。
- (3) 提案に関し、談合等の不正行為があったとき。
- (4) その他提案者が当該業務を履行するに不適正であると認められた場合。

## **11. その他**

- (1) 提出された企画提案書の著作権は企画提案者に帰属する。
- (2) 提出された企画提案書は、企画提案書の特定以外に提出者に無断で使用しない。

## **12. 問い合わせ先**

〒285-8510

酒々井町中央台4-11

酒々井町企画財政課企画・地方創生推進室

電話：043-382-2334（内線）222

Eメール：kikaku@town.shisui.chiba.jp